

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成28年 第3回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 、 36番松本委員が、病気療養中で欠席です。</p> <p>委員総数36名中35名の出席です。 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番 坂本委員、3番山本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号10号 土地の所在は、[]番地、地目は[]、面積は、[]㎡と同地[]番地[]㎡の2筆です。合計面積は、[]㎡です。 渡人は、[]さん、受人は、[]さんです。 申請理由は、受人は、高齢で農地を手放したいとのことで、受人は、経営基規模の拡大ということで、売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号11号 土地の所在は、[]番地、地目は[]、面積は[]㎡と同地[]番地です。合計面積は、[]㎡です。</p> <p>渡人は、国東町田深の[]さん他[]、受人は、[]さんです。 申請理由は、渡人の共有者のうち市内在住で管理をしている者が、高齢で管理できないので農地を処分したい。受人は、経営規模を拡大したいということでの売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号12号 土地の所在は、[] [] []です。</p> <p>渡人は、[]さんです。受人は、[]</p>

■さんです。申請事由は、■での管理不可能による贈与での所有権移転です。

申請番号13号 土地の所在は、■番地■です。渡人は■さん 渡人は、■博さんです。申請事由は、申請地に農機具を入れる進入路が無く耕作に支障をきたしているため、隣接地の■さんに売買による所有権移転を行うものです。

申請番号14号 土地の所在は、■, ■番地の■筆の田で、合計面積が■ m^2 です。

渡人は、■番地が■さん、■番地が■さん、■が■さんです。受人は、■さんです。申請事由は、それぞれの渡人が、申請地は、将来的に耕作者がいなく農地を売却したいとのことと、受人は、申請地で■を開始したいとのことで、売買による所有権移転です。

申請番号15号 土地の所在は■
— ■
と字■の田9筆、畑2筆の合計面積■ m^2 です。

渡人は、■さん、渡人は■さんです。申請事由は、渡人は県外在住で管理できないため農地を処分するという事です。受人は、渡人の■であり■であるが、国東に戻り既に国東在住の夫と農業をしたいという事です。既に■日に■に転入済みです。贈与による所有権移転です。

議長

それでは、ここで担当農業委員からの説明をお願いします。

8番麻生委員

申請番号10号 渡人は、高齢の為、管理できず農地を処分したい意向であり、受人は、経営規模を拡大したいということから売買による所有権売買が成立しました。何ら問題ありません。

11番小縣委員

申請番号11号 申請地は共有地であるが、市内在住で管理している方が高齢で管理できなくなり農地を手放し、■さんが購入し経営規模拡大したいということで何ら問題ありません。

17番瀧口委員	申請番号12号 親子による贈与の所有権移転であり問題ありません。
21番高木委員	申請番号13号 申請地は、■さんが耕作するのに農機具を入れる進入路が無く耕作に支障をきたしていたとのことで、隣接地を所有する■さんと売買が成立したということで問題ありません。
31番工藤委員	申請番号14号 申請地は、農地として将来的に管理ができないというところに、■さんが、ハウスを建てて■さんを栽培するということでの売買による所有権移転であり何ら問題ないと思われます。
15番木林委員	申請番号15号 申請地は■さんが、管理出来ないということで、兄弟の■さんに贈与するものです。■さんは、3月にすでに国東市に転入し、ご主人と農業をするということで問題ありません。
議 長	<p>それでは、議案第11号申請番号10号から15号までについて、事務局及び担当農業委員から説明がありました、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	議案11号農地法第3条の規定による許可申請についての申請番号10号から15号までについては、原案通り承認されました。
議 長	次に、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農地法第4条の規定による許可申請について申請番号2号についてご説明します。

	<p>所在地は [] 番地の [] m²です。 [] は、国東町の [] と [] んです。申請地を隣接する宅地と合わせて太陽光発電施設を [] 2KWで設置し、有効活用したいという転用計画です。野の農地 []、第2種農地です。</p> <p>申請番号3号 申請地は、 [] 地 [] m²です。申請人は、 [] んで、ご本人の現住宅の隣の申請地に住宅を新たに新築するものです。申請地は、 [] 農地であり問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、議案第12号申請番号2と3号について、担当農業委員から説明をお願いします。</p>
27番黒木委員	<p>申請番号2号・3号ともに私の担当区域なので私から説明します。2号については、宅地の隣に太陽光発電 [] 太陽光施設を建設する転用で問題ありません。つぎに3号は、ご本人の自宅横に新たに新築するもので問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、議案第12号申請番号2と3号について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第12号は、承認されました。</p>
議 長	<p>続いて、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号 申請番号7号 申請地は、 [] [] で [] m²です。渡人は、 [] が、 [] さん、 [] 番地が、 [] さんです。受人の [] の使用する [] m²を建設するための売買による所有権移転の転用です。なおこの</p>

<p>議 長</p>	<p>土地は、[REDACTED]農地です。</p> <p>それでは、議案第13号申請番号7号について、担当農業委員から説明をお願いします。</p>
<p>31番工藤委員</p>	<p>この申請は、[REDACTED]と[REDACTED]を建設するもので、[REDACTED]隣接地に建設しており問題ないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第13号申請番号7号について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第13号は、承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第14号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が81筆102,060㎡、畑が1筆1,228㎡です。内 農地中間管理事業分は、ありません。</p> <p>内訳ですが、設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第4号 農用地利用集積計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議 長	議案第14号は、承認されました。
議 長	<p>それでは、議案第15号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明願います。</p> <p>申請番号14号について説明します。申請地は、[REDACTED]で[REDACTED]です。申請人は、[REDACTED]さんです。パイロット事業の樹園地であったが、既に山林化しており、周囲は、すでに非農地となっている。樹園地の第[REDACTED]農地で農振内農地である。</p> <p>申請番号15号については、申請地は、[REDACTED]筆、畑[REDACTED]筆の合計[REDACTED]筆で面積は、合計で[REDACTED]㎡です。</p> <p>鳥獣被害甚大で耕作されておらず荒廃しているため非農地としたいということです。第[REDACTED]種農地です</p>
議 長	それでは、申請番号14、15号について、担当農業委員から説明をお願いします。
10番丸小野委員	申請番号14号の非農地証明の申請ですが、この土地は、既に山林化しており、非農地化しており問題なしと思われま
25番野地委員	申請番号15号の非農地証明の申請ですが、この土地は、既に山林化しており、非農地化しており問題なしと思われま
議 長	<p>それでは、申請番号14、15号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第15号議案は、承認されました。</p> <p>本日の議事は、これですべて終了します。</p>

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--